

森林整備事業施工管理基準

制 定 平成20年9月17日 県有第 868号
一部改正 平成22年7月 1日 県有第 427号
一部改正 平成28年3月16日 県有第1822号
一部改正 平成30年7月31日 県有第 632号
一部改正 平成31年3月28日 県有第1967号
一部改正 令和4年2月25日 県有第1756号
一部改正 令和6年11月20日 県有第1055号
一部改正 令和7年4月1日 県有第 114号

この森林整備事業施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、山梨県森林環境部が発注する森林整備事業を実施するにあたり、事業の施工管理の基準を定めるものである。

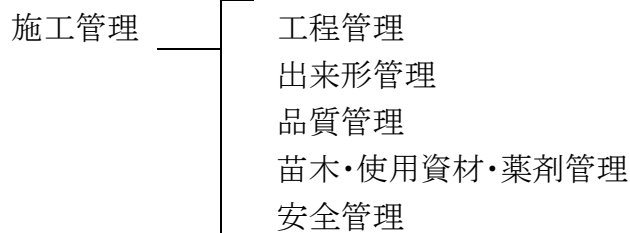
1 目 的

この管理基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた工期、目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

2 適 用

この管理基準は、山梨県森林環境部が発注する保安林整備事業、県有林造林事業、松くい虫防除事業等の森林整備事業全般について適用する。なお、作業内容、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合は、監督員と協議の上、他の方法によるものとする。

3 構 成



4 管理の実施

- (1) 請負者は、当該事業の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。また、請負者は着手前に施工計画書(様式1)を監督員に提出し承認を受けるものとする。ただし、監督員が不要と認めた場合は、提出を省略できるものとする。
- (2) 請負者は、施工計画書を作成する場合、次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - (ア) 工事概要
 - (イ) 計画(実施)工程表
 - (ウ) 一般的事項

(エ) 現場管理事項

(オ) 安全管理事項

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、計画(実施)工程表(様式2)により工程管理を行うものとする。ただし、監督員が不要と認めた場合は、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、標準地又は設計値と実測値を対比した出来形図を作成し、出来形を管理する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ、他の方法によることができる。なお、作業区分ごとの詳細については別表出来形管理一覧によるものとする。また、オルソ画像及びシェープファイルを提出することで、施工区域、面積の同一性がGIS上で確認できる場合は出来形管理図を省略することができる。

用語の説明

データ名称	概要	提出方式
オルソ画像	施行地上空から連続して撮影した写真をパソコンのSfMソフト（三次元形状に復元するソフトウェア）で正射投影化した写真データ	データ形式（.tif（.tiff））
シェープファイル	パソコンのGISソフトでオルソ画像から作成した施工区域の区画データ	データ形式（.shp .shx .dbf） 3 ファイル形式で提出

（備考）上記データの座標系はJGD2011 平面直角座標系とする。

ア) 標準地の設定箇所数

標準地を設定して出来形を管理する場合、当該施工地における標準的な箇所を標準地とし、1施工地当たりの設定箇所数は以下の表のとおりとする。

事業面積	設定箇所数	備 考
2ha未満	1	(注)1箇所につき100㎡(=10m×10m)を基準とする。 但し、列状伐採により実施する箇所は、伐採列、残存列を確認するため200㎡を基準とする。
2ha以上5ha未満	2	
5ha以上	3以上※	その際、列に対して垂直方向の延長は、伐採幅と保残幅の倍数に設定し、列方向の延長は面積200㎡になるように設定する。 (※)事業面積が5ha以上の場合は、5haを超える分の面積が2ha増加するごとに1箇所ずつ設定箇所を追加する。

(3) 品質管理

請負者は、育成目的樹種の保護及び森林の公益的機能ならびに周辺環境の保全にも留意し、作業過程において残存木の損傷や土地の形質変更等を生じさせることのないように、細心の注意を払って作業を行うものとする。

(4) 苗木・使用資材・薬剤管理

請負者は、植栽作業あるいは資材または薬剤を使用する作業がある場合は、その使用時に受払簿(様式3)(松くい虫防除事業については受払簿(様式4)及び薬剤管理簿(様式5))を作成する。なお、受払簿または管理簿は、納入伝票の写しとともに検査時まで提出しなければならない。

ア) 苗木

請負者は、苗木を購入した場合、次の事項に留意して検収し、苗木検収野帳に記録する。検収後は速やかに打ち合わせ簿に検収野帳、納入伝票の写し、苗木の生産(配布)業者表示票の写し、仮植の状況写真(コンテナ苗については保管の状況写真)を添付して報告する。

- i) 検収は、納入本数、規格、苗木の状態(鮮度、形態等)について生産者別及び樹種別にそれぞれ行う。
- ii) 品質を確認する苗木は、総本数の2%以上を複数の梱包から無作為に抽出する。なお、確認する苗木は最低20本とする。(※総本数は生産者ごとの納品総本数とする。)
- iii) 苗木の乾燥を防ぐため、検収写真は必要最小限とし、必要に応じ灌水を行うなど、品質の確保に努めること。
- iv) 検収の結果、不合格となる苗木の混入が確認された場合は、その混入割合から全体の不合格本数を推定し再納入する。
- v) 再納入した苗木についても、同様に検収する。

イ) 使用資材

請負者は、納入数量、規格寸法を確認するとともに、作業地への搬入の際、破損等に十分注意すること。また、梱包に使用した空箱等は使用状況が明確になるように一箇所に集め写真に記録するものとする。なお、写真記録後は、林内に放置することなく自社において適正に処理するものとする。

ウ) 薬剤

請負者は、納入数量を確認するとともに、薬剤管理者を定め第三者が容易に持ち出すことがないよう適正に保管するものとする。作業にあたっては、設計数量に基づき、計量器具を用いて配合又は使用するものとする。また、空袋等は使用状況が明確になるように一箇所に集め写真に記録するものとする。なお、写真記録後は、林内に放置することなく自社において適正に処理するものとする。

(5) 安全管理

請負者は、施工計画書に基づき現場の安全管理を行うものとする。また事業実施に伴

い、一般の交通や周辺施設等にその他の障害を及ぼす恐れが生じた場合は、監督員と協議の上、その都度適切な対策を講じなければならない。

6 写真の撮影

請負者は、各作業の施工段階ごとの経過や作業完了後に明視が困難となる部分の施工状況、出来形寸法等を管理記録するため、別に定める森林整備事業施工写真管理基準に基づき写真撮影するものとする。

なお、写真は適切な管理のもとに保管し、監督員の要求があった場合は直ちに提示するほか、検査時まで提出しなければならない。

付 則

この管理基準は、平成22年7月1日から適用する。

この管理基準は、平成28年3月16日から適用する。

この管理基準は、平成30年8月1日から適用する。

この管理基準は、平成31年4月1日から適用する。

この管理基準は、令和4年3月1日から適用する。

この管理基準は、令和6年12月1日から適用する。

この管理基準は、令和7年4月1日から適用する。

別表

出来形管理一覧

作業区分	管理事項	管理方法等
地 拵	作業区域、末木枝条等の処理状況、棚幅・棚高・杭間隔	写真記録
新植、改植及び補植	時期、作業区域、植穴の大きさ・覆土・踏み固め・列間隔・苗間隔、植栽本数	写真記録及び新植・改植時は標準地による本数管理
下 刈	時期、作業区域、刈高、作業数量	写真記録
つ る 切	時期、作業区域、切断位置	写真記録
除伐(Ⅰ)	時期、作業区域、残存木保護、不良木・劣勢木の伐採、掛かり木処理、除伐木の整理状況	写真記録
間 伐 除 伐 Ⅱ	時期、作業区域、作業本数、残存木の保護及び配置状況、掛かり木処理、間(除)伐木の整理状況 また、列状実施箇所は、上記項目のほか伐採列数(幅)、残存列数(幅)	写真記録及び標準地による本数管理 列状実施箇所は、標準地において上記項目のほか、伐採列数(幅)、残存列数(幅)も管理
受 光 伐 本数調整伐	間伐の項に準ずる。	同上
皆 伐	時期、作業区域、集材数量、伐倒木や末木枝条等の整理集積状況(残置する場合)	写真記録及び検知野帳による集材数量管理
枝 打 枝 落 と し	時期、作業区域、枝打(枝落し)高さ・幅、作業本数	写真記録及び標準地による本数管理
倒木起こし	時期、作業区域、縄張状況	写真記録
根 踏 み	時期、作業区域、根元の踏み固め状況	写真記録
不用木除去	時期、作業区域、掛かり木処理	写真記録
簡易施設	施工位置、施工面積、施工延長	写真記録及び出来形管理図(表)の作成
歩 道 新設(修理)	延長、幅員、刈払物除去、根株・土石等の処理、排水・切土の処理	同上
防火線修理	時期、作業区域、作業数量、刈高、刈払物の除去	写真記録
薬剤散布	時期、作業区域、処理数量	写真記録
獣害防除	(忌避剤) 時期、作業区域、塗布数量、塗布位置	写真記録
	(資材設置) 時期、作業区域、設置数量、設置位置	写真記録及び標準地による数量管理
	(防護柵) 時期、作業区域、施工延長、各種寸法	写真記録及び出来形管理図(表)の作成
松くい虫 被害防除	処理数量(ナンバーテープの回収)	処理本数の5%以上を出来形として抽出し、作業状況とともに写真に記録